

被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループについて

1. 設置の趣旨

児童福祉法に基づき施設等に措置された児童等（以下「被措置児童等」という。）への虐待はあってはならず、国や都道府県市の職員、施設職員や里親などの社会的養護に関わる関係者全てが根絶に向け不断の努力を行うことが必要である。

このため、厚生労働省においては、被措置児童等虐待の防止について事案とその対応に関する透明性を確保し、子どもの権利擁護を徹底する観点から、事例の事実確認等を担っている都道府県市から前年度の事例について報告を受け、毎年度、取りまとめの上公表しているところ。

今般、平成21年4月の被措置児童等虐待に関する届出等制度の施行から約5年が経過し、事案とその対応に関する事例が集積されてきたことを踏まえ、あらためて児童等虐待の防止、及び事案発生時及び発生後の適正な対応の徹底を図る必要から、施設等及び都道府県等における今後の取組の向上に資するべく、社会的養護専門委員会に「被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループ」を設置する。

ワーキンググループでは、個別事例につき、都道府県市から既に提出された報告を基に、虐待予防や適正な対応の確保に資する具体的な方策等を調査・研究する。調査研究の結果は社会的養護専門委員会に対して報告する。

なお、児童の個人情報保護の観点から、会議は非公開とする。

2. ワーキンググループの経過

ワーキンググループ委員として、社会的養護専門委員会委員から、犬塚委員、林委員、宮島委員、横田委員を委員長が指名。

第1回WG 平成26年8月20日

- ・ 選択基準、事例数、分析担当者等について議論。
- ・ 選択基準は「長期間にわたって発見がされなかった事例」「小規模ユニットケアの事例」「里親の事例」「性的虐待の事例」とし、6事例選択。各委員3事例を担当し分析することとなった。

第2回WG 平成26年12月22日

- ・ 各委員が実施した分析等について検討。

第3回WG 平成27年3月27日（予定）

- ・ 被措置児童等虐待の事例分析結果の取りまとめ案の検討。

3. 今後の進め方

- ・ 関係する社会的養護専門委員会の委員をWGに加えて、事例分析結果の取りまとめに基づき、具体的な対応策を議論。
- ・ WGは、平成27年4月以降、3回程度の開催を予定。